

平成26年

第2回臨時会

会議録

(第1号)

平成26年 3月28日

平成26年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成 26 年 3 月 28 日 (月) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会 期 の 決 定

[町 長 行政報告]

日程第3 議案第1号 町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第4 議案第2号 教育長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第5 議案第3号 平成 2 6 年度江差町一般会計補正予算 (第 1 号) について

◎ 出席議員 (1 1 名)

議	長	打 越 東 亜 夫
副	議	室 井 正 行
議	員	薄 木 晴 午
	〃	飯 田 隆 一
	〃	小 野 寺 真
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	横 山 敬 三
	〃	若 山 明 廣
	〃	大 門 和 子
	〃	萩 原 徹
	〃	小 林 栄 治

◎ 欠席議員 (1 名)

議	員	小 笠 原 満
---	---	---------

◎ 出席説明者

町	長	濱 谷 一 治
副	町	長 谷 川 篤
教	育	長 新 木 秀 幸
総	務 財 政 課	長 澤 口 純 一
政	策 推 進 課	長 田 畑 明
税	務 課	長 清 水 直 樹

健康推進課長	高橋 勝則
町民福祉課長	太田 誠
環境住宅課長	結城 孝好
建設水道課長	大坂 敏文
追分商工観光課長	大杉 則明
農林水産課長	福島 平
ひのき荘荘長	広島 良二
学校教育課長	木村 晃
社会教育課長	小田島 訓己
総務財政課総務係長	斉藤 敏己

(議会事務局)

局	長	松尾 幸春
書	記	秋山 悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は11名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成26年第2回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小野寺議員、室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。
今臨時会の会期は本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。
「町 長」

「町 長」(行政報告)

行政報告を申し上げます。給食費不正経理事故に関わる事務職員に対する処分についてご報告を申し上げます。

事務職員の処分につきましては、職員賞罰審査委員会の審査をお願いしておりましたが、その報告に基づきまして3月25日処分を決定し、直ちに処分辞

令を本人に交付致しました。

処分内容は前給食センター管理係長を停職1カ月、前給食センター所長を減給10%5カ月と致しました。

今回の事故は、給食組合の不祥事とはいえ、町政への信頼を失い、信頼を著しく失墜させることとなったものであります。前管理係長につきましては、直接経理事務担当であり、就任以来5年もの間不正を見逃してきた責任は重大であると認識せざるを得ません。また、前給食センター所長につきましては、3年間に渡り管理監督という責任ある立場にありながら、その職責を果たしていなかったことにあります。加えて、個々の過重性を考慮し、これらを深刻に総括し、相応の処分で臨むべきものと判断したところでございます。

尚、現給食センター所長、並びに現管理係長につきましては、それぞれ、減給10%6カ月、並びに減給10%3カ月の懲戒処分、教育長につきましては戒告処分、更に調理員4名につきましては懲戒免職に処した旨、給食組合教育委員会より報告を受けております。

今回の不祥事は多額の公金が私的に使用された極めて悪質な事故であり、その不正を7年間、7年間もの長期に渡って見逃してきた行政を担う職員として通常ありえない重大な職務怠慢という非違行為に他なりません。初期の段階で不正を発見できていたのならばと、結果的にこれほどの甚大な被害をもたらさなかったであろうと思う時、悔やんでも悔やみきれない極めて初歩的ですが丁寧な事務処理だったことに尽きる訳でございます。

この不祥事によって給食組合並びに江差町が被った信用失墜は言語を絶するものがあります。構成町の児童、生徒、保護者、町民の皆様並びに議会の皆様に心からお詫びを申し上げます。今後は再発防止と町行政への信頼回復に全力で取り組んで参ります。

尚、今回の不祥事に、組合長である私の責任については決して免れるものではございません。私と副町長である、副組合長である副町長並びに教育長につきましても、その管理、監督管理責任により、給料を減額する議案を今臨時会に提出する所存でございます。なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。私からの行政報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

(議長)

以上で行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、議案第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第1号)に

ついてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、緊急雇用創出推進、緊急雇用創出推進事業に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,149万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億5,930万円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より、説明致しますので、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは私の方から説明致します。議案の3頁、予算構成表で説明致します。併せまして資料ナンバー1もご覧頂きたいと思っております。

事業名が緊急雇用創出推進事業、地域人づくり事業でございます。この事業につきましては、国の25年度補正予算関連でございます。厳しい雇用情勢に対し、失業者の雇用の場の確保を図る目的で創設された事業でございます。北海道が基金を造成し、地域の実情や創意工夫に基づき雇用の受け皿を作り出す事業でございます。事業の運用は町が地域の企業等へ委託するという形で行われます。3月中旬に事業採択の内示がございました。従いまして、補正をお願いするものでございます。

具体的な内容でございます。資料に事業内容記載しておりますが、簡潔に申し上げます。

1つは新幹線の開業を見据えた観光マネジメントリーダー養成事業ということでございます。観光資源、観光素材を内外に発信する能力や商品の開発能力、の研修等により就業に結びつけるものでございます。雇用者数は1人を予定してございます。

それから2つ目でございます。地場資源活用のためのマッチングコーディネ

ーター育成事業でございます。地場資源を活かした商品開発や販売促進のノウハウ、それから知識の向上、これらを図るための研修等により、就業に結びつけるものでございます。雇用者数は1人を予定してございます。

3つ目でございます。高設栽培イチゴすずあかね、地域栽培指導員育成事業でございます。担い手農家の就業支援を目的に研修等を行い、農業指導員としての能力を育成し、就農に結びつけるものでございます。雇用者数は1人を予定しております。

4つ目でございます。中心市街地街づくり人材育成事業でございます。商業経営支援の業務研修などにより、後継者や若手経営者の就業に結びつけるものでございます。雇用者数は1人を予定してございます。

以上4つの事業を推進して参ります。

予算構成表に戻ります。補正額は1,149万2千円でございます。財源内訳は全額道の支出金でございます。

以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については討論を省略し、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第1号 平成26年度江差町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第4、議案第2号 江差町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

（議長）

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」（提案説明）

議案第2号 町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。行政報告で申し上げました給食不正経理事故に際し、児童・生徒、保護者の皆さま始め、関係各位に対し多大なるご迷惑と不安を与え、信頼を損ねることにつき、町長としてその責任の重大さに鑑み、管理監督すべき立場にある副町長、副町長共々、給料2カ月を10分の1減額する条例をご提案させて頂きました。

町民の皆様並びに議会に対し、深くお詫びを申し上げたいと存じます。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

（議長）

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

それで議長、今の提案と併せて行政報告もありました。ある意味では今日、今回の不正事件、事故のある意味では議会として最後の段階になっております。今回の提案されました町長の給与の減額条例制定の提案と、当然、それではその背景に何があったのか疑問がどこまで解明されたのか、なども含めて質疑させていただきます。よろしいでしょうか。

(議長)

あの、小野寺議員、小野寺議員。

今その質問に対してね、先般第三者委員会が答申されたその内容についてはもうその第三者委員会も解散しておりますので、その辺も含めてですね、それを理解した上で質問をお願いしたい。

「小野寺議員」

はい、了解しました。

(議長)

第三者委員会のことを聞かれてもですね、それは第三者委員会だから。

「小野寺議員」

はい、了解しております。

(議長)

そのことも含めて、注意して。それを含んで。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

それではただいまの議長のご理解もありましたので、この問題の私なりのどくなっているのかも含めてお聞きします。大きく4つあります。

一般質問で言えば大項目4つ。小項目がさらに1つ2つ中にあります。

でまず1つ目。今、処分、処分と言いますか給与の減額ありました。それで江差町には江差町特別職報酬等審議会、というのがあります。それで簡単でよ

ろしいので、この審議会でどういう内容の諮問があつて、答申があつたのかと、大体今の町長の言ったことだろうと思うのですが、改めて審議会でどういう内容の論議があつたのか、併せて、これ読みましたら私もうっかりしてたのですが、その案件ごとに審議会を作ると、作ると言いますか、ですからその都度、審議会の委員5名で審議会を構成しますけれども、その都度、だから今回の案件、今回の案件その都度、委員を委嘱するということになっておりますので、その住民代表もいるからでしょうね、きっと。委員の名前を教えてください。

それで、この処分のことについてなんです、当然、これ後で第3号議案もあります、質疑の内容から言ったら今回の事件が一緒なので私は、事案としては、包括してちょっとお聞きします。

行政報告もありました。当然、今回の処分というのは、現場の担当者、現場の管理監督、それから教育長。教育長というのは給食組合の教育長、そして給食組合の教育長はイコール江差町の教育長。そして組合長、そして組合長は江差の町長と。全体的な処分の軽重も含めて、当然審議されて、それは賞罰委員会、それからこの報酬審議会等の意見も踏まえて、当然、整合性を持った処分だろうと思います。そうしますと、先程行政報告聞いてちょっと分からなかったのですが、つまり処分の整合性という観点でお聞きしたいのですが、係長、給食組合の係長、前係長と現係長の処分の内容が少し違います。これは勤めた期間、若しくは何か特別なことがあつたのか、可能な限り、これはあくまでも出向ですので、それから現在は出向から戻っている、ということも含めれば、当然この江差町議会としても質疑の内容に私は頼るなという意味合いで係長の処分のそれこそ軽重、どういうことだったのか、お聞きしたいと思います。

以上が大きい1番目です。

それで大きい2番目です。

今回、町長の行政報告で長年、7年間のいろんな問題がありましたということについては出されております。それで町長のこの点についてはこれはこれで、とりあえずまず、良とします。良としますと言うか、後でちょっと質問ありますが、現場の問題。まずは兎にも角にも、現場の問題だろうと思うのですよ。それで、先程の行政報告でも、ずさんな管理とか言っておりますが、そもそも今回処分された現場のセンター長、係長の職務は何だったのか、そこ、はっきりしないと、ずさんの管理の意味がよく分からない。ずさんの管理っていうのはそもそも地方自治法上、何を言って言っているのか。それで江差町の職員、懲戒処分の指針、これを多分使ってますよね、前回議会で資料の19で頂いた。これを持ってやっていると思うのですよ。そうすると、非違行為の部分だとかですね、いろいろありますけれども、端的に、ちょっと質問っていうことでお聞きします。センター長、係長は、基本的にお金の流れで行けば決裁権者であ

り、支出負担行為、支出命令などなどの全部の責任者だったとすると、単に処理のずさんな管理だとかではなくて、直接当事者だから、そうすると、地方自治法で言うそもそもの支出負担行為、支出命令をやっている人達の、その人の責任。つまり、場合によってはその責任があれば、その職員の損害賠償ということにも地方自治法上ではなる。そういう点で、現場の責任ということはどういう位置づけだったのか、お聞きしたい。

さっき言ったのは地方自治法の243条の2ですね。243条の2で、ということについて、担当者としてどうだったのか、ということをお聞きしたい。これが大きな2番目。

それから、大きな3番目です。今回の事件、事故、先程町長7年間云々ということがありました。私は7年ではなくて、それこそ開設以来の組織的な問題だったろうと思うのですけれど、まずは損害額で言うと7年間ではありますが、で、ここちょっとお聞きしたいのですけれども、今の処理がどうなってるのか。今回、処分ということで一応のけじめつきましたけれども、じゃあ、弁済させたあのお金は、どういう処分になっているのか。前に私お聞きした時には、歳入歳出外現金、つまり収入、一般、給食組合の収入ではないのですよ。地方自治法上で言う歳入歳出外現金。で、これっておかしいですよ。どこでどうやって処理するのですか、これ。今どういう処理になっていてどうしようとしているのか、つまり、今現金は江差町の扱いになってますね、このお金。江差町でやっているのですよ。それで、今回の問題を決着つけるために、この損害金としてのお金がどうなっているのかということをお聞きしたい。

それから最後。4つ目、最後です。

今回の問題、一応決着、行政的には1つの決着。勿論、刑事罰として刑事訴訟としてこれからありますし、刑事罰として出された結果によってはまた行政として何かってことあり得るかもしれませんが、行政的にはとりあえずのけじめ。だとすると、損害額についても一定のけじめさっき言ったあの合意書で、つけている。あの合意書のこと言ってもう1回今日正式な議会ですので、前、議員協議会ですが、正式な議会なのでもう1回聞きますけれども、百歩譲ってあの合意書は和解合意書でないとしてもですよ、最終的に和解合意書するというふうになっているのですよ。そうすると、和解は地方自治法上、議決しなければなりませんね。あの12月議会にもその前にもいろいろありました。車ぶつけたとかあれしたこれした、あの和解ですよ。和解するためには、議決しなければならぬ。じゃああの合意書によって議決しようとしているのか、議決した時点でその損害額をどうやって確認しようとしているのか、3番目の問題と関連しますが、いずれにしてもここら辺の決着が明確でない中で処分を決めようとしてるのか、という1番最初に私は戻りますが、1番、いずれにしてもこ

の4つ、まずお聞きしたいと思います。

(議長)

最初、「総務財政課長」

そして答弁答えられない部分あったら「副町長」

「総務財政課長」

はい、分かりました。

あの、1問目の報酬審議会の関係をお答えしたいと思います。報酬審議会の場合につきましてはですね、これ給与の或いは報酬等の変更について審議をするということになってございます。今回はですね、条例提案ということで、町長自ら、町長自らの意思でですね、条例提案を致しますということでございますので、審議会には該当しないというふうに理解してございます。

(議長)

はい「副町長」

「副町長」

係長の処分の差についてでございます。

仰る通り、前係長と現係長の処分の差というのを減給或いは停職1カ月という差があった訳ですが、これにつきましては、一つは過去の処分歴。懲戒処分歴。複数回に渡る処分歴、しかもその処分の時期が、平成19年まさにそういうスタート本格的にスタートする時点であったという、そういう重きを判断したということが一つ。それから期間の長さ。直接経理事務の第1次的なチェック責任であった担当係長としての職務の期間の長さ。それから、私どもは当人に対して申開き書と言いましょうか、聴聞だとか弁明の機会与えたのですが、その聴聞を通じて当人の反省の度合い、そういうものを全体的に評価した上で、そういう処分の差になったということでもあります。

それから、ずさんな管理、場合によってはその地方自治法243条の2、の会計職に或いはその、財務の担当職員の責任というところに該当する可能性もあるのではないかというようなお話でございました。確かに、234条の2では会計、或いは事務、財務事務担当職員につきましてはですね、私どもの方で財務規則、その条項を受けて財務規則を設定して、その代決職員を決めている訳ですが、小野寺議員もその、自治法の本法を見て頂ければ分かりますように、この賠償責任を問えるというのは、故意または重大な過失、殆どもう、そういう状態で初めて賠償責任が問える訳でして、今回につきましてはそれは、いろ

んな各方面の法、総務課らとも相談致しましたが、それを問えるような状態ではないという判断でございます。

で、ずさん管理の内容はどういうことかと言いますと、細かに説明する必要もないというふうに思いますが、それは第三者委員会であの指摘があったその事務職員のいわゆる職責、職務怠慢、事務懈怠、こういうことに該当するかと思えます。

それから、現在、歳入歳出外に入れてあるというのではないかという、1回目のその合意書に基づいて栄養士さんから返還して頂きました金額、これは確か私は組合、給食組合の歳入歳出外現金として、一時まだ決着してない訳ですから保管をしてるというような認識でございます。江差町の歳入歳出外ではないというふうに、そういう認識で私はおりました。

それから合意書の関係です。ご案内の通り、最終的には決着すれば和解をし、それを給食組合の議会として和解の議決を得なければなりません。合意書、小野寺議員さんお持ちのようでありますから、見て頂きたいのですが、仰る通り、和解ではありません。和解をしているということではありません。あくまでも私どもは当人が給食組合に与えた損害のこの債権をいかに素早く保全するかということで、昨年10月8日ですか、この段階で相手も認め、お互いに認め合えるその数字につきまして第1次的に債権保全を図ったということでございまして、第三者委員会の報告にありますように、まだ債権の、損害額が確定している訳でも或いは当人の認容、認めるという認容の段階にも至っておりません。全てが解決した段階で最終的に恐らく和解、或いは和解に準ずるような内容で給食組合の議会議決を得なければいけないものだとそういうふうに考えてございます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

それです1番目からですが、江差町特別職報酬等審議会、私も今までのときちっとここで論議してなくて、その点は申し訳なかったのですが、ここで

言う、そうしますと町長、副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時というのは、こういう処分によっても給与の額、短期間とはいえ、条例提案ですよ。でもそれは該当にならないと。それは何かあれですか、そういう国などのその取扱いについて一定の見解等出ているのでしょうか。私、ごめんなさい、ちょっとそこまで調べていなかったの、今課長の仰った見解が正しいかどうかというその根拠、申し訳ないのですが教えて下さい。私はこれ素直に読めば、町長副町長の給料の額に関する一時的だって、そういうことできちっと論議するのではなかったのかなあと思ったので聞いた訳です。それはちょっと教えて下さいね。

それで、その町長の処分の問題今回のことなのですからけれども、残念ながら審議会でそういう論議が無かったということですので、無かったというか掛けるものではなかったということですので、ここで聞くしかないのですが、私は今回の町長の処分、結論から言うと軽すぎる。それで12月議会、でしたか。町職員の飲酒運転でしたか、の関係もありました。で、あれと比べても、あれは確か1カ月、ですか。私は今回の事件については、事件事故については、単に7年間に渡る云々ということには収まらない問題だと思います。町長で言うと12年間です。恐縮ですが、町長の直接の責任ということじゃないのですが、江差の町長、江差ということから行けば、もしかしたら40年間以上に渡る、開設以来に渡る栄養士が事実上、先程ちょっと言いました支出負担行為・支出命令等々のことを本来やってはならないこと、センター長、係長がしなければならぬことを栄養士が延々と40年以上も渡ってやっていたこと

(議長)

小野寺議員、今40年って言った根拠はどこにあるのですか。

「小野寺議員」

え、開設以来です。

(議長)

いや、開設以来ってことは決定できませんので

「小野寺議員」

第三者委員会に書いてあります。

(議長)

これ議事録を削除します。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい、続けて下さい、質問。

「小野寺議員」

今の40年間は議員協議会でも教育長から答えております。開設以来、栄養士がやっていたって。

(議長)

ちょっと待って、ちょっと、小野寺さん。

ちょっと、教育長、今の言ったことについて言いましたか、あなたは。

40年間ということ。

「小野寺議員」

40年でなくて開設以来。

(議長)

開設以来って言葉言いました。

はい「教育長」

「教育長」

何度も読んだ議員協議会、議会とありますが、開設以来そのような事務処理をしていたということは口頭で申し上げた記憶はございます。

(議長)

ほら、ね、よって議長もですね、その教育長のことを信じながら、で今あなたが言った40、開設以来という言葉は削除させていただきます。

「小野寺議員」

いや言っていたって言ったのでしょうか、今。

言っていたって言うのですよ。

(議長)

開設以来とは言っていないって言ったのだよ、教育長は。
だとすればそれを受けて私は40年っていうのは

「小野寺議員」

教育長、今なんて答えたのですか。

(議長)

40年というのはね、ちょっとやっぱり言いすぎだと。

「小野寺議員」

それって答えて言ったと言ったでしょう。

(議長)

ちょっと待って。

ちょっと休憩します。

ちょっと議運開いてね、この結果出して下さい。

大事なことです。

(休憩中)

(議長)

「教育長」

「教育長」

あの、昭和46年からやっておりますので、私どこかの議員協議会か議会で開設以来というふうにご答弁を申し上げた記憶はございます。

「小野寺議員」

だからいいでしょう、私の言ったことで。

だめです、議長。

(議長)

分かった。

私だって今確かめたじゃないですか。

「小野寺議員」

私ね、今回議事録、

(議長)

怒ればだめだって。

「小野寺議員」

議事録ね、何回も読んで、報告書も何回も読んでます。

(議長)

分かったって。

今、教育長がそうやって認めたのだから。

はい、小野寺君、小野寺議員、質問を続けなさい。

「小野寺議員」

腰折らないでくださいね。

それで、改めて今回の問題、事件は、開設以来、開設以来、不正常それは大きく言うと2つ。1つが今言った栄養士の問題。それから調理員の個人買いについては、開設以来とは言っておりません。ただし、開設してから数年後にかなり、直近にやっております。それから、中断しておりますから、40年前後ああい個人買いが延々として行われていた。つまり、大きく言うと、現場では不正常的なことが2つも行われていた。このことによって、勿論、現場の最高責任者、それから現場の職員を執行した責任者であるまあ組合長と言いますか町長、これは結果責任、私は、この場ではっきり言いますけれども、今の町長。前の町長言ってもこれ仕方がないことですので、今の町長に結果責任として単に7年間の責任ではなく、町長で言うと12年間、江差町で言うと、町民の皆さん、それから上ノ国厚沢部含めてこういうことをやっていたということについてきちっとけじめをつけるとすれば、40年前後の長きに渡った不正常に対する江差町長としてのけじめ、これは到底今回のこの処分ではあまりにも短すぎる。というか軽すぎる。その点についてもう少し町長の見解をこの点についてお聞きしたいと思います。これが1つ目。

それから副町長からありました、いわば地方自治法上の問題で現場の責任、その直接損害云々ということには重大な、かしと言いますか過失云々。私は副町長仰る故意、重大な過失云々ということではなくて、そもそも支出負担行為とか支出支払いはですね、本来、センター長・係長がやるべき仕事で、その故意とか過失とかっての以前の問題で、やるべき仕事やっていたんじゃないですか。やるべき仕事をやっていたんじゃないというもう、そもそもの問題だ

と思うのですよ。ずさんだとか何とかでなくて、別な人のことやっていることを管理しなかったとか、ちょっとチェックしなかったじゃないんですよ。本来自分がやるべき仕事をしなかった、そういう意味でこれもあまりにも私処分が軽すぎると思いますが、その点についてお聞きしたい。これが2つ目。

それから3つ目。歳入歳出外のことですが、手続き的には給食組合でしょう。でも、お金そのものは事実上、江差のあそこで持ってきてやっていますよね、窓口で。いいです、形式的には給食組合としての歳入歳出外の扱いです。で問題は、歳入歳出外というのはそもそも何なのかということなんですよ。本来、歳入歳出外というのは、厳格に地方自治法上で取り扱い決まっていますよね。あの、債権の担保として徴するもの。それから法律等々で認められたもの。だから今回のこのお金というものはどういう扱い、単なる一時的な預かり。でそれはどういうふうにするつもりなのか、でこれは私は何でこのこと聞かすかと言いますと、10月8日の時点でいわゆる和解金として、10月8日で貰った時はどういうふうな地方自治法上の位置づけで貰ったのかということ、確認したいから聞いたのですよ。和解金として受けたとすると、当然、さっき言いました議会の議決を受けて和解金として収入扱いしなくてはならないのです。もし、歳入歳出外だとすると、そもそも何のお金なの。あの10月8日付の合意書で入ったお金と、どういうふうに関連付けるの。あの弁済金というのは歳入歳出外という扱ってということになるのか、私あれ和解金、まずは一時的な和解金、で最終的に上下多い少ないがあつたら最終的にあるということ、そのもの和解金じゃないのですか。副町長のあれは和解ではなくて、いずれ和解するということはどうやったってこの文章から言ったら説明がつかない。過不足があつたら最終的な和解をするのであって、過不足がなかったらこれそのものが和解ではないのですか。過不足が無かつたらこれが和解合意書。過不足がなかったらじゃあ違うのですか。そこ、議長、もし欲しいって言うならね、これちょっと休憩取って配って下さい。合意書。

(議長)

いい、いい。

「小野寺議員」

余分に刷ってありますよ。

(議長)

質問続けて下さい。

「小野寺議員」

はい。ということです。
それから、

「室井議員」

議事進行。

(議長)

はい、おの、「室井議員」

「室井議員」

あのね、小野寺議員の質問、それから副町長の答弁に、合意書ってあるんだよね。何度も合意書って言葉を使っている。我々見てないのですよ。これどうなっているのですか、これ。

(議長)

公式には出てないのですよ。

「室井議員」

江差町、議会を蔑視してるのですか。

(議長)

うん、分かった。
はい。

「室井議員」

出して下さい。

(議長)

はい。

「室井議員」

見てない人、ほし、思ってる人いっぱいいるよ。
特定の人だけでだめだって。

(議長)

私もわか

「室井議員」

議場が中でね、議会できない。

(議長)

私も分かりません。

今、ちょっと待って。ちょっと待って。

今暫時休憩します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開し、議運の委員長から報告を求めます。

「委員長」

「飯田議員」

それではご報告を申し上げます。

ただいま議会運営会、運営委員会を開催致しました。ただいま小野寺議員の合意書に基づく質疑でございます。

議場の方から合意書の資料要求が出された訳でありますけれども、議事進行で。内容を精査致しました。合意書の内容を精査致しましたけれども、一方の氏名もありません。押印もない文書でございますので、正式な文章として議会運営委員会で認める訳にはいきません。従いまして、この文書の議場の配布についてはできないものというふうに判断をしたところでございます。

尚、もう1つ申し添えますけれども、既にこの事件につきましては第三者委員会の答申を受けまして、一部事務組合きょう、給食委員会も告訴の方針を固めております。つきましては、今後の捜査に相当な影響を及ぼしかねない部分につきましては、町長含めて教育長、副町長につきましても、それらを勘案をしながら慎重な答弁、そして質問者につきましてもそれを勘案しながら配慮を頂くようお願い致します。以上でございます。

(議長)

それでは「小野寺議員」

「小野寺議員」

確か、確か2問目の質問は全部やりました。

(議長)

じゃ「副町長」

先程の答弁をお願いします。

「副町長」

小野寺議員のご指摘は町長・副町長の処分が軽すぎるというご指摘だったと思いますが、それは私どもとしましては、最終的に今そういう内容で条例提案させていただきますから、その判断につきましては議会の判断に、お任せするしかないというふうに考えてございます。

それから、ちょっと法律論議になって恐縮なのですが、先程のその故意過失でなくて、やるべき仕事をやっていない、このことに注目した処分の内容とすべきでないかというようなご質問の趣旨だったというふうに思います。私ども、そういうこと、やるべきことやっていない、だから事務懈怠、職務怠慢ということで処分をしたという基本はそういうことです。小野寺議員も何年かの公務員生活、こういうケースも経験したこともあろうかというふうに思うのですが、その事務懈怠、あるいは職務怠慢で、この今回私どもがした処分の内容が軽いか重いかというのはですね、かなり恐らく重いというような認識を持って頂けるのではないのかなというふうには思っております。いずれにしましても、この処分につきましてはですね、量定主義というか、量定の法令主義っていうか、そういう一定の基準がございまして、均衡或いは公平の原則をベースにしなから量定を定めている訳でございまして、かなり私どもと致しましては、重い処分を科したというような判断に至ってございます。

それから、合意書の関係。今の委員長のご指摘も受けて、あまり細かなところはあれですけれども、ただどうしても確認して頂きたいのはですね、小野寺議員が仰る、和解合意書ではないのかというようなことでございます。で、和解っていうのが何故出てくるのかというのが、実は私もちょっと理解しかねているということがある。直接的には民法の695条見て頂ければ分かると思います。和解というのはお互いに譲歩してこれで争いを終結しましょうというのが和解なんです。で、小野寺議員がお手元のところに持っていらっしゃるその合意書の中にですね、そういう私どもの意思、これで争いを終わらしましょう、もうこれで終わりにしましょう、終わりにする前段階ですよというような表現あるいはそういうニュアンスというのは一切ありません。一切ありませんので、従って今回の第三者委員会では当人を告訴するという形に決定した訳です。そういうことの経過から考えてもですね、決して和解合意書というふうにご指摘

を受けるような内容ではないというふうに思っております。

それから、その受け取ったお金が、自治法上のどういう根拠になるのかというようなご質問もございました。私どもの基本的な認識として、損害が発生しました、加害者がいます、損害金の発生が確認できました、私どもとしましては、この損害金を一刻も早く回収をする手立てはどうかというふうに、私どもが考えるというのはもう、最低限もう一番最初にやらなくちゃいけない私どもの義務でありまして、そういう考え方に基づいて損害金を、債権保全という形で保全をしたと、いうことでございます。で、自治法上の根拠とかいうことでなくてですね、加害者がいてその損害金をやるというのはもう民法の、不法行為あるいは損害賠償、これは確か709条ぐらいの条項からずっとあったと思いますけれども、債権保全、これに尽きる訳です。もうそれをやるのが、お母さん方から、ああ、保護者から頂いたですね、給食費に直接の損害金でありますから、組合として一刻も早く回収するというのが私どもの一番最初の責務だと思って、そういう形で実施したということでございます。

(議長)

はい「小野寺議員」

「総務課長」

「総務課長」

報酬審議会に諮るべきではないかというご質問です。先程も申し上げましたように、今あるですね、特別職の報酬関係の条例というのがございます。これの額ですね、変更等につきましてはですね、町長が諮問してお願いするというのが基本でございますので、今回はあくまでも町長の自らの意思でですね、条例提案をしまして、いうことの違いでございますので、ご理解頂きたい。であの、これはですね、条例をもっての解釈でございます。国からの通達等につきましては今持ち合わせてございません。

(議長)

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

今の最後の総務課長の点についてはちょっと私も勉強させて貰います。

それで副町長の件なのですが、もう1回ちょっと3問目ですのですね、私が勝手に言ってるのではなくて、合意書の件、第2条の第2項に、もし過不足があれば、それを精算して多い少ないがあれば清算をして最終的な和解合意書を交

わすものとするって。だからこの意味合いを言っているの。で、3問目ですからね、この金額はその弁済って言い方してますが、いわゆる損害金ですよ。で、損害金ですと、いわゆる地方自治法で言う96条のまああの議決案件。議決案件の中に96条の第13項に損害賠償の額を定める云々とありますが、いわゆる、我々地方自治法上のお金の土俵で論議してますのでこれは。民法じゃないですから。やり方は民法かもしれませんが、お金をどうするは地方自治法上です。そうしますと、損害金額というからにはですね、先程副町長何回もこのお金は損害金額で弁済で、とりあえず取れるものは取ると、弁護士も言っていた。その金額はじゃあ地方自治法上でもし我々議会で論議するとすれば、96条の損害金額、損害賠償じゃないのですか。そうだとすると、結局これは議決案件でもあり、それは言葉はどうであれ示談であれ和解であれ、地方自治法で言う議決しなければならない、和解事項ではないのですか。というのが私の1問目2問目の流れなのです。言葉はどう使おうと、こういう事案があったので謝罪して損害金額をとりあえず確定して返した、これまさしく地方自治法で言う和解条項であり、弁済条項で、議決条項ではないのですか。ということをお聞きしたんです。改めて3問目ですのでお聞きしたい。

それから、私町長にと言ったつもりだったのですが、町長は、改めて町長の見解を最後にお聞きしたい。私本当に12年及び町長は直接関係ありませんけれども、40年間に渡ってという部分については、江差町としてこれは本当に重い問題だろうと思うのです。改めて私この町長の処分、軽すぎる、再考すべきではないかと思いますが、この点について町長のご見解を最後にお聞きしたいと思います。

(議長)

はい「副町長」

「副町長」

今、小野寺議員が自治法の96条と言いましたが、私の理解ではこの今回の合意がですね、何の法律に基づいて執行されたかという、そういう議論はちょっとこっちの方に置いて、それは先程2回目に私が答弁した内容でございます。ただ、自治法の96条の損害賠償の額を定めることが議決案件というのは、これは自治体が負う損害賠償ではないですか。自治体が払う損害賠償の額を決定するのがこの自治法

「小野寺議員」

意味合いは同じですよ。

意味合いは同じです。

「副町長」

意味合いは同じというよりは、この私の理解ではですね、もし勉強不足で間違っていたら申し訳ないのですが、損害賠償の額っていうのは法律上、その義務に属する損害賠償とは国会賠償法あるいは民法上、損害賠償のことである。だから自治体が負う損害賠償の額を決定するのが、この96条の損害賠償が議決案件になっているという意味合いではないかというふうに私は思っております。そこに依ることなく、私どもは先程の2回目で答弁申し上げた内容で、債権保全を図ったと、いうことでございます。

(議長)

はい。

他に質疑希望ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑希望ありませんので、討論を省略しただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。

(議長)

議案第2号 町長及び副町長の給与減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、2、4、6、多数だね。

挙手多数であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第3号 教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案理由)

議案第3号 教育長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。先程、議案第2号の提案理由で申し上げました通り、給食不正経理事故に際し、児童生徒保護者の皆様をはじめ関係各位に対し多大なるご迷惑と不安を与え、信頼を損ねたことにつき、事務の最高責任者の教育長としてその責任の重大さに鑑み、給料3カ月を10分の1の減額の条例をご提案申し上げ、改めて、町民皆様並びに議会に対し、深くお詫びを申し上げたいと存じます。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を

横山議員、早くね、急に思い出したんじゃないでしょう。早く事前にボタン押しておいて下さい。

「横山議員」

「横山議員」

はい。

今度これは教育長に対する減額ですが、これはあれですか、責任上位の者がより重いペナルティになるのであって、教育長ははっきり言って町長より、重いというのも責任上位者のあれとバランスとで考えておかしいものだと思いますが、その点どう思いますか。私は変だと思ってますけど。はい。

(議長)

はい「副町長」

「副町長」

組織上では組合長、副組合長、それから教育長というような、そういうランクでお考えのようでございますが、この給食組合の給食業務については、執行あるいは運営の最高責任機関としては、給食組合、教育委員会。そういうことを勘案しながら教育長の処分を決定したということでございます。

「横山議員」

はい。

(議長)

はい「横山議員」

「横山議員」

今の説明ちょっと納得できないですね。これ議案が江差町長濱谷一治として出しているんですよ、教育長の減額に関して。ですからこれ給食組合のことでなくて、江差町長として江差町の教育長である教育長に対してのペナルティですね、ですからそういう、あくまでもやっぱりこの、上位者がその責任をきちり取っていないというのは、これは私はおかしいものだと思います。その点もう1回。

(議長)

はい「副町長」

「横山議員」

或いは町長から。

「副町長」

あの、給食組合のこと申し上げているのでなくて、この条例提案、提案権っていうのは町長でございますから、町長の提案になっているのは当然のことです。先程1回目に私が答弁申し上げましたように、そういう給食事務に関する一切、最高の責任、権限機関というのは、給食組合、教育委員会、そこでの戒告処分を受けて、町長が教育長の減額条例を提案のような内容で判断したということでございます。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。
他に質疑希望ありませんか。

(なしの声)

(議長)

本案については討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。

(議長)

議案第3号 教育長の給与の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。
よって議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で本臨時会に付議された議案については、すべて議了致しました。
これで会議を閉じます。
平成26年第2回江差町議会臨時会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

閉 会 11:30

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長 打 越 東 亜 夫

署名議員 小 野 寺 真

署名議員 室 井 正 行